

# キャリアアップ助成金 賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立てを実施した場合に助成されます。

令和4年4月1日以降支給要件が変更になります。

## 変更内容

①～④の制度は正社員と共通化必須  
(同額または同一の算定方法)

旧制度				
① 賞与	② 家族手当	③ 住宅手当	④ 退職金	⑤ 健康診断制度
	廃止	廃止		廃止

諸手当等(賞与、退職金、家族手当、住宅手当、健康診断制度)の制度共通化への助成を廃止し、賞与または退職金の制度新設への助成へと見直します。



新設制度	
① 賞与	② 退職金

非正規雇用労働者に対する制度新設のみで助成可  
(正社員との共通化は必須ではない)

## 助成額

下記は  
1事業所当たりの  
金額です

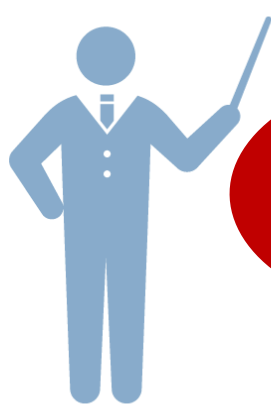


中小企業	
支給額	生産性要件達成
38万円	48万円

中小企業以外	
支給額	生産性要件達成
28.5万円	36万円

上限
1事業あたり1回のみ

## 各種加算措置



対象労働者  
(2人目以降)に  
係る加算は廃止  
されました。

中小企業	
支給額	生産性要件達成
16万円	19.2万円

中小企業以外	
支給額	生産性要件達成
12万円	14.4万円

上限
1事業あたり1回のみ

同時に共通化した諸手当  
(2つ目以降)について、  
助成額を加算  
(原則、同時に支給した  
諸手当について、  
加算の対象となります。)

